

令和3年度犯罪被害者支援講座「入門編」開催にあたって

公益社団法人被害者支援センターやまなし事務局

昨年度(令和2年度)はコロナ禍の影響により、開催することが出来ませんでした。

今年度については内閣府による「第4次犯罪被害者等基本計画」がスタートし、日本国内において性暴力による被害者支援を含めた、社会の醸成が進みつつあるように思えます。

また、そのひとつとして「犯罪被害者支援に特化した条例づくり」があります。県条例で考えますと、これまでに全国では次々と制定を終え既に残すところ12県ほどになっているようです。

当然、山梨県には未だ特化条例はありません。

そこで多くの県民の皆様、少しでも被害者の置かれている状況をご理解頂き、被害に遭った後も長く生きづらさを抱えることの多い被害者に対して、県民はもとより、行政としての役割を果たすためには特化条例の制定は欠かせないものと考えています。

そこで県だけでなく、被害者がお住まいの市町村ともタイアップすることで、何処で被害にあっても平等に受けることが出来る態勢により、支援の輪は広がっていくものと確信しています。

今年度の本講座では、地元高知県の条例策定の際に委員としてご参加され、特化条例の制定にご尽力された田村裕弁護士からお話を頂く機会を得ました。

また、田村弁護士は、私どもが加盟している「公益社団法人全国被害者支援ネットワーク」設立時より関わり、現在は副理事長の職にありますが、同様に高知県の被害者支援センター設立にもお力を注がれ初代理事長を歴任され、現在も理事として深く被害者支援に関わっていらっしゃいます。

是非、この機会に犯罪被害者支援特化条例にご関心をお寄せ頂き、多くの皆様のご参加をお願い申し上げます。

令和3年7月吉日